

# 社会福祉法人弥富福祉会 育児休業制度及び取得促進方針

## 弥富福祉会は仕事と育児を両立する職員を積極的にサポートします！

### 理事長からのメッセージ

2021年6月に育児・介護休業法の改正が行われ、2022年4月及び10月より段階的に施行されます。主な改正点は、男性の育児休業取得促進や有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和等になります。本会においても、法改正に合わせ規程を改定し、妊娠・出産の申し出をされた職員の方には個別に制度を周知し、育児休業の取得の意向を確認するなど、育児休業制度が取りやすい環境づくりに努めます。

### ～弥富福祉会の目標～

男性の育児休業・出生時育児休業取得率50%以上

女性の育児休業取得率90%以上

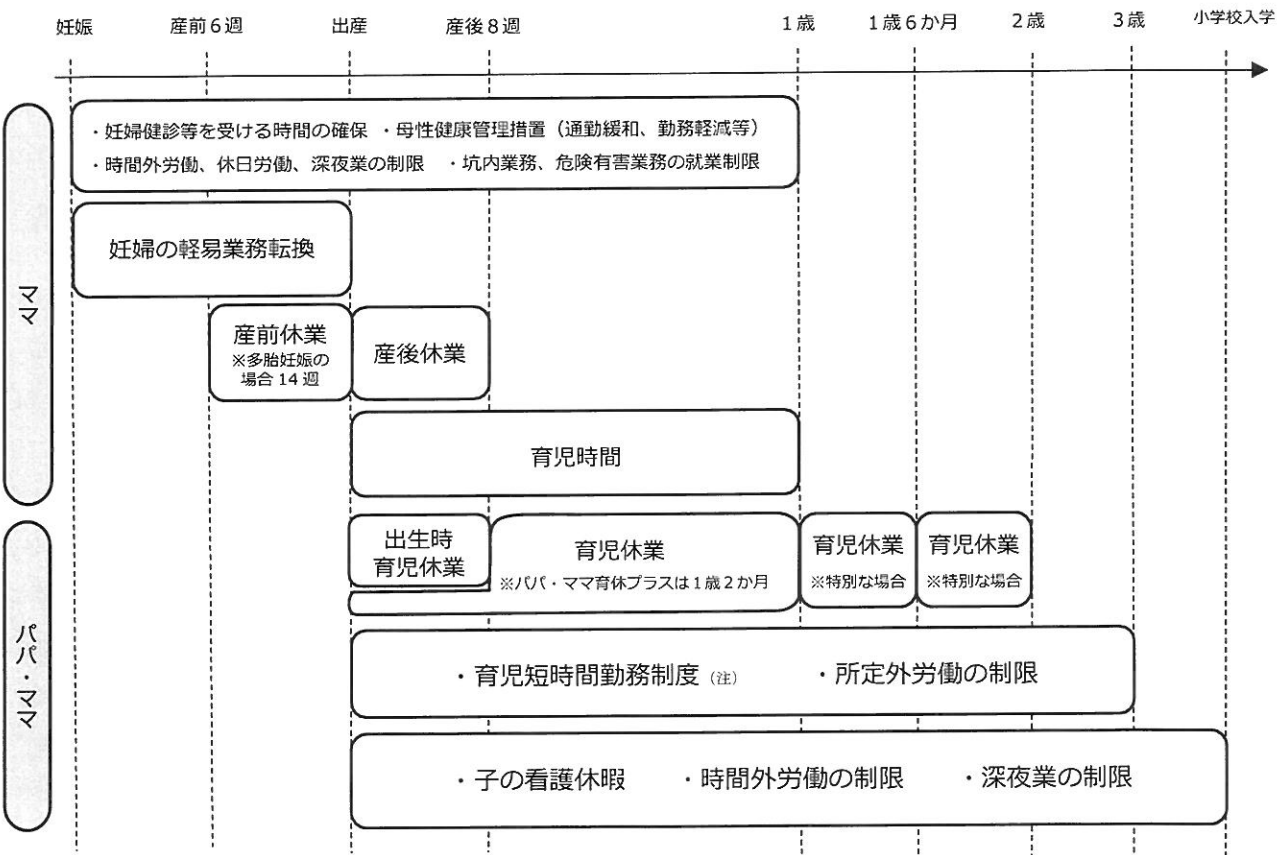
### 育児休業、出生時育児休業を積極的に取得してください！

そのために、

- 仕事と家庭の両立に関する相談窓口を設置します！
- 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申し出をした方に対し、個別に制度を周知するとともに育児休業・出生時育児休業の取得の意向を確認します！

### 育児休業、出生時育児休業以外の両立支援制度も積極的にご利用ください！

仕事と育児の両立支援制度概要



制度に関するお問い合わせ、申し込み先	総務課又は衛生委員会委員
--------------------	--------------